

訪問看護の対象者（医療保険）

医療保険による訪問看護で留意する疾病・疾患等

（１）厚生労働大臣が定める疾病等（Ｂ表）

◎多発性硬化症 難病	※◎がついている疾患は指定
◎重症筋無力症	
◎筋萎縮性側索硬化症	
◎脊髄小脳変性症	
◎ハンチントン病	
◎パーキンソン病関連疾患 （進行性核上麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病：重症度３以上・生活機能障害度２以上）	
◎多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレガー症候群）	
◎プリオン病	
◎亜急性硬化性全脳炎	
◎ライソゾーム病	
◎副腎白質ジストロフィー	
◎脊髄性筋萎縮症	
◎球脊髄性筋萎縮症	
◎慢性炎症性脱髄性多発神経炎	
スモン	
末期の悪性腫瘍	
進行性筋ジストロフィー症	
A I D S （後天性免疫不全症候群）	
頸椎損傷	
人工呼吸器を使用している状態	